

# 一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和3年8月25日

申請者 櫻井洋介

論文題目 「障害者雇用における合理的配慮概念の再検討  
—「障害の社会モデル」から見る労働者像—

審査員 中窪裕也、吉村政穂、荒木尚志（東京大学）

1 障害者雇用促進法の2016年改正により、日本でも障害者に対する差別の禁止が定められるとともに、当該障害者の特性に配慮した必要な措置を講じること（いわゆる合理的配慮）が事業主に義務づけられた。雇用率による障害者雇用の量的拡大を目指す従前のアプローチとは異なり、個々の障害者の状況に着目した新たな法規制を加えるものである。本論文は、この合理的配慮に焦点を当て、ルーツとなった国際条約や欧米諸国の法状況を検討した上で、日本法の問題点を分析し、あるべき姿を示したものである。特に、その過程で、合理的配慮の理論的根拠といわれる「障害の社会モデル」について英米の議論をフォローし、それが直接的な障害の定義や法的義務を導くものではなく、むしろ大きな視座転換をもたらすツールであることを指摘した点に、重要な特徴がある。これを踏まえながら、日本の労働法体系の「労働者」の中における、障害を有する労働者の位置づけを論じ、これらの者に対する合理的配慮を「個人の尊厳」から導かれる人権としての請求権と構成すべきだと主張している。

2 本論文は、「序章」で問題意識と分析の方法を述べた上で、第1章「日本における合理的配慮制度の導入とその問題点」で日本の法制を概観し、第2章「合理的配慮概念の形成」で、障害者権利条約（2007年）および米・英・独・仏の法制度を検討するとともに、日本法の問題点を指摘する。続く第3章「障害の社会モデルの理論的展開」では、上記のように当該モデルの議論の内容と意義を確認し、これを踏まえて第4章「雇用領域における障害者の定義と合理的配慮概念の再検討」で、日本法における障害者の定義と合理的配慮の概念を掘り下げて検討・再構成する。最後に第5章「合理的配慮理論における今後の課題」で、自説の実務に対する示唆と残された課題を示している。

3 本論文の優れた特質として、以下の点が指摘できる。第1に、合理的配慮に関する欧米4か国の制度を（差別禁止の一部であるか否かや、雇用率アプローチとの併存の有無を含めて）丁寧に分析し、日本法の特徴と位置づけを明らかにしたことである。独仏については既存の研究に多くを負っているが、明確な問題意識にもとづき、それらの中からの的確に情報を抽出している。第2に、上記のように「障害の社会モデル」の議論を媒介に、障害学、憲法、国際人権法等の成果も取り入れながら、日本の労働法体系について根源的でスケールの大きな検討を行い、合理的配慮を再構成したことである。従来の学説を十分に咀嚼した上で独自の見解を説得的に論述し、どの論点もゆるがせにしない真摯な態度で議論を行っている。第3に、「個人の尊厳」という高い理念を掲げる一方で、使用者の実際的な対応の困難さにも注意を払い、バランスの取れた結論を導こうとしていることである。社会人らしい現実的な視点が随所に活かされている。もちろん、本論文にも問題がないわけではない。たとえば、人種等の伝統的差別と比較した障害者差別禁止規制の特殊性、請求権という法律構成の具体的な意味、筆者が主張する「障害労働者」の認定制度の実現可能性について、さらに検討する必要があるだろう。しかし、それらは今後の研究課題というべきであり、本論文の有する高い価値を損なうものではない。

4 以上のような論文の評価と口述試験の結果にもとづき、審査員一同は、申請者櫻井洋介氏に一橋大学博士（経営法）の学位を授与することが適当であると判断する。